

多家良中央コミュニティセンター利用規程

(目的)

第1条 この規程は多家良中央コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)会則第2条及び第15条に基づき、多家良中央コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理運営及び利用に関する事項を定める。

(管理業務)

第2条 センターの適正な管理と円滑で効率的運営に当たるため次の業務を行う。

- (1) センターの防災及び防犯管理
- (2) 設備、備品、器具等の整備保全
- (3) 利用許可の決定、調整及び利用状況の把握
- (4) 利用料の収入管理及び会計事務
- (5) 鍵の授受及び保管管理
- (6) センター内外の清掃、環境整備等

(管理体制)

第3条 前条の管理業務は会長、副会長、事務局長又は事務局職員が行う。

2 会長は前条第3号から第6号までの業務について、管理人を任命し、その業務を行わせることができる。

(開館時間等)

第4条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏季(お盆) 8月12日～15日

2 センターの利用時間は午前9時から午後10時までとする。

(センターの利用)

第5条 センターの利用に関する「利用心得」及び「利用料金」は別に定める。ただし、次に掲げる場合の利用料金は減免することができる。

- (1) 地方公共団体等の行政機関が利用するとき。
- (2) 協議会又は協議会加入団体が利用するとき。
- (3) その他、会長が必要と認める会合及び行事に利用するとき。

(運用と規程の改正)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

2 この規程の改正は協議会役員会の議を経て決定するものとする。

附則 この規程は2003年(平成15年)9月1日から施行する。

この規程は2024年(令和6年)5月20日から施行する。